

令和5年度

天理市職員（一般任期付職員）採用候補者試験案内

令和6年1月4日

天理市職員採用試験委員会

1. 職種・採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	任期	受験資格	職務内容
心理相談員	2名	3年 (注)	①昭和48年4月2日以降に生まれた人 ②臨床心理士若しくは公認心理師の資格を有する人 ③臨床心理士若しくは公認心理師の資格を用いた実務経験が3年以上ある人（令和6年3月31日で実務経験が3年に達する人を含む）	心理相談、発達相談、特別支援相談、その他教育相談全般の専門的業務に従事します。

(注) 上記の任期は勤務成績を考慮して、任期の期間を更新する場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 天理市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国籍を有しない人

2. 試験の日時、試験内容及び合格発表

	第1次試験	第2次試験
日時	令和6年2月上旬	令和6年2月中旬
試験内容	書類選考を行います。 ※試験申込時の提出書類で選考	個人面接を行います。

合否については、受験者に郵送します。また、第2次試験の日時、試験会場等については、第1次試験の結果発送時に通知します。

※HB黒鉛筆、消しゴム及び黒ボールペンを必ず持参してください。

3. 受験手続

申込書等の請求	期間	令和6年1月15日(月)から1月31日(水)まで 『天理市職員（一般任期付職員）採用候補者試験申込書』及び『職務経歴書』は、天理市ホームページよりダウンロードしてください。
提出方法	郵送	封筒の表に『採用候補者試験提出書類在中』と朱書きし、下記提出書類を天理市職員採用試験委員会事務局まで郵送してください。（受付期間に留意して早めに提出してください。令和6年1月31日必着です。また、郵送事情により間に合わない場合も一切責任を負いませんので注意してください。

	持参	天理市職員採用試験委員会(天理市役所4階人事課内)へ令和6年1月31日(水)午後5時まで持参してください。
提出書類	①	『天理市職員(一般任期付職員)採用候補者試験申込書』 写真(最近3箇月以内に撮影したもの(上半身脱帽、正面向きで縦4cm、横3cm)を所定の位置に貼付すること
	②	職務経歴書
	③	臨床心理士又は公認心理師の資格証の写し※
注意事項	<p>○提出書類に不備のある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いませんので、申込手続には十分注意してください。</p> <p>○この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。</p>	

※合格後、資格証の原本確認を行います。

4. 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日に採用の予定です。

合格後、受験資格のないこと、また、申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格(採用)を取り消します。

5. 給与その他

(1) 給与

職種	初任給	その他の手当等
心理相談員	207,972円 (大学卒)	<ul style="list-style-type: none"> ● 期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。 ● 初任給には地域手当が含まれます。初任給には、採用時前の経歴等により加算されることがあります。 ● 大学院卒の場合は、加算があります。 ● 採用前に給与条例等の改正があった場合は、改正後の規定による支給となります。

(注) この初任給は、令和6年1月1日現在の条例に基づいた参考の額です。

なお、これらの給与は、採用前に給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。

6. 試験に関するお問い合わせ及び試験申込書の提出先

〒632-8555 天理市川原城町605

天理市役所4階 人事課内 天理市職員採用試験委員会事務局

Tel 0743-63-1001(内線405・451)

※ 提出書類は一切お返ししません。取得した個人情報については今回の職員採用候補者試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、天理市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。